



「航空法に基づく登録訓練機関に関する省令」の制定（操縦者へのCRM訓練義務付け関係）

航空法等の一部を改正する法律により導入される、頻繁に離着陸が行われる空港等（航空交通管制圏に係る空港等）において離着陸を行う操縦者に対する技能発揮訓練（CRM訓練^{※1}）の義務付けに関し、国の登録を受け当該訓練を担う「登録訓練機関」に係る制度を整備すべく、「航空法に基づく登録訓練機関に関する省令」を新たに制定する。

※1 Crew Resource Management訓練の略で、ヒューマンエラーの発生を防止するためのパイロット間のコミュニケーション等を向上させる訓練。

施策の概要

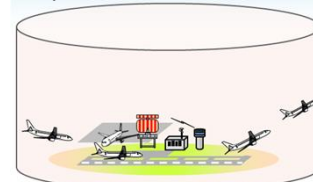
- パイロットのヒューマンエラーによる滑走路誤進入等の危険な事態の発生を防ぐため、**全てのパイロット^{※2}に技能発揮訓練（CRM訓練）の修了を義務付け。**

- 具体的には、航空交通管制圏に係る空港等で離着陸を行うパイロットに対して、
 - ① 国の登録を受けた**登録訓練機関**の行う技能発揮訓練の定期的な修了
 - ② **登録訓練機関**の発行する**訓練修了証**の携帯を求めることとする。

※2 国際標準に基づき、エアラインには2000年よりCRM訓練の実施を義務付け済み。今般の措置はエアライン以外のパイロットが対象。

航空交通管制圏

II
頻繁に航空機の離着陸が行われる



制定しようとする省令（登録訓練機関関係）の主な内容

①登録の手続き（第3条）

- 登録訓練機関の登録について申請を行う際の提出書類、添付書類等。

②講師の要件（第4条）

- 登録訓練機関の講師になるために必要な要件。（3年以内に航空交通管制圏に係る空港で2回以上の離着陸など）

③訓練事務の実施基準（第9条）

- 登録訓練機関が行う訓練時間。（3時間以上）
- 登録訓練機関における訓練実施基準。（訓練の内容・方法が告示で定める基準に適合していること、講師等に対する告示で定める基準に適合する研修の実施等）
- 修了証明書の交付後、大臣への報告期限（2週間以内）

④訓練事務規程の内容（第10条）

- 訓練事務規程に定めるべき内容。（受講申請に関する事項、訓練の料金、訓練の実施方法、教材の名称、管理者の氏名・経歴等）

施行日：令和7年12月1日